

仏
日
明
教
契
嵩
傳
私
考

安
藤
智
信

はじめに	三三
一 資料について	三三
二 おいたちと出家	三三
三 游方と得法	三三
四 靈隱永安禪院と『輔教編』	一〇九
五 法難と入藏運動	一〇九
六 望郷と南人であること	一〇八
おわりに	一三

はじめに

明教大師契嵩（一〇〇七～一〇七二）には今日、『鐸津文集』という書物が残されている。その『文集』によつて、どこまで契嵩の事蹟が復元されるかということを跡付けてみようとするものである。契嵩の場合の如く本人の手になる詩文集の存する場合、まずこの作業を踏まえねば先きに進めないからである。同時にそれは既成の所謂「契嵩伝」の再検討を意味することとなるであろう。

一 資料について

契嵩の傳記として、禪家の史書では、『禪林僧寶傳』卷二十七、『建中靖國統燈錄』卷五、『五燈會元』卷十五と『統傳燈錄』卷五にそれぞれ洞山曉聰の法嗣として立傳している。しかしながらその内容は共に、白牛居士陳舜俞（一一〇七四）の『鐸津明教大師行業記』（『鐸津文集』の冠頭、あるいはその文集『都官集』卷八に収載。以降は「行業記」と略称す）を要約しているにすぎない。なぜなら両者は生前中に極めて親交をもつ間柄であった。⁽¹⁾ しばしばみられるごとく、面識知らないのに、懇願されて作文するという態のものではなかった。舜俞はこの一文を草した動機について

嘗つてその交わりに與かりし居士陳舜俞は極めて死生の際を談じて、已にその後事を属せらる。茲をもつて述ぶるなきこと能はず

と明記している。すなわち別後を委託されているといい、契嵩の「行業記」を書くものは已れを指いて他になしとする自負すらうかがえる。事実この文章は契嵩の生涯を簡潔に活写して餘りあるものといつてよい。

従つて契嵩の事蹟をたずねるとき、まずこの「行業記」が基本となる。しかしこれとても契嵩自身の著わした『鐸津文集』（以降はただ『文集』と略称す）に散見する幾多の資料にはとても及ばない。そこでこの論文で用いる『文集』のテキストとしては、『大正藏經』本を底本として揚州藏經院板本による『光緒二十八年刊本』で校合してみてゆくこととする。

(1) 契嵩の「與陳令舉賢良」（『文集』卷十）にも陳氏への親愛ぶりが見える。

二 おいたちと出家

「行業記」には簡略に

師の諱は契嵩、字を仲靈、自から潛子と號す。藤州鐸津の人なり。姓は李、母は鍾氏。七歳にして出家し、十三で得度落髮し、明年、具戒を受く

とのみ記している。契嵩は現在の広西壯族自治区藤県に生れた。これだけでは出家の動機などは分らない。契嵩自身が「孝論」（『文集』卷三）の叙で、

叙して曰わく、夫れ孝は諸教みなこれを尊うとぶ。而して佛教は殊に尊うとぶなり。然りといえども、その説は甚だしくは天下に著明ならず。蓋し亦た吾が徒これを張る能わず。而して吾嘗つて慨然として甚だ媿ず。念うに七齡の時、吾が先子まさに手足を啓らき、即ちこれが出家を命ず。稍や長するに、諸兄は孺子教うべきを以つて、まさにその志を奪わんとす。獨り吾が母いわく、「これ父命なれば易うべからざるなり」と。衣を撰りまさに道を四方に訪ぶらわんとするに及び、族人これを留めんとす。また吾が母いわく、「汝、すでに佛に從えり、その

道を務むるが宜なり。豈に愛を以つて汝を滯めんや。汝それ行け」と。嗚呼、我を生むは父母なり。我を育くむも父母なり。吾が母また我の道を成するなり。昊天極まりなし、何を以つてかその大徳に報いん。

と七歳出家の頃を回想して記している。これによれば、数人の兄が居たこと、契嵩七才の時に父が死んだことが知られる。父の死が家計を圧迫し、ひいてはその出家を促したのかも知れない。そしてややもすれば挫じけそうになる出家への旅立ちを母がたえず叱咤激励したことがよく窺がえる。

三 游方と得法

「行業記」には前文に續けて、

十九にして游方し、江湘を下り、衡廬に陟^のばる。首に常に觀音の像を戴だきて、その號を誦すること日に十萬聲なり。ここにおいて世間の經書章句は学ばずして能くす。法を筠州洞山の聰公に得たり。

といつている。「行業記」のこの部分のあとは慶曆年間へと展開させているから、陳舜俞はこれだけの記述で、契嵩の十五年餘りの動向を圧縮して紹介していることとなる。しかもその時間は契嵩の十九歳から三十五歳にわたる青壯年期に相當し、人生の基盤形成の重要段階を占めると見なければならない。まずこの記述によつて、契嵩の游方の旅は大陸の南端、藤県を発ち、湘江をくだる道すがら南嶽衡山に立ち寄り、洞庭をわたり江水をくだつて更に廬山に登り、その間のあるとき、洞山（江西省高安県）へという経路をたどつたことが窺える。何時洞山曉聰（一〇三〇）に師事し記削を得たかはこの記述だけでははつきりしないが、決して直線的に洞山へおもむいたものでないことだけは知られる。

先ず契嵩と衡山とのかかわりはどうであつたかを概観しておきたい。そこで注意しておきたいことは、禪家の専書での契嵩伝はおおむね「行業記」の踏襲にすぎないことを先に指摘したが、ただ惠洪の『禪林僧寶傳』卷二十七の契嵩伝だけは契嵩游方の部分について、

沅湘を下り、衡嶽に陟ぼり、神鼎誣禪師に謁す。誣はともに語りてこれを奇とす。然れども契悟する所なし。袁筠の間に游んで、記削を洞山聰公に受く。

と叙述している。更に『同傳』卷十四の神鼎洪誣伝をみると、衡山での洪誣と契嵩のやりとりがかなりくわしく描写されている。この件に関しては、「行業記」や他の禪家の史書類にもみえない上に、現存する契嵩の『文集』をみると、かぎりでは、洪誣の名すら言及されていない。『禪林僧寶傳』の典拠が何であるかは今後の問題としておきたい。そこで別の角度から、契嵩の衡山滞在の事実を確かめておきたい。即ち「陸蟾傳」（『文集』卷十三）に、

陸蟾は藤州譚津の人なり。詩を能くするを以って、楚越の間に名あり。その瀑布詠に則わち曰わく、

靈源人莫測⁽¹⁾

千尺挂雲端⁽²⁾

嶽色染不得

神功裁亦難

夏噴猿鳥凝

秋濺斗牛寒

待到滄溟日⁽³⁾

爲濤更好看⁽⁴⁾

この詩、人もつともこれを称す。攸県の司空山に客死す。予、少かき時、衡山に遊び、隠者の高閨に會う。予に謂つて曰わく、「昔、陸先生は子の邑人なり。國初の時にあたり、廖氏の家は詩を以つて盛んにして、四方の詩人の廖氏を慕いて、衡山に來たるもの頗ぶる衆し。独り先生陸某のみ、詩に警句多し。廖融を慕うといえども、亦たあい推高す。然れば生はただ詩を能くするのみならず、頗ぶる王霸の大略を知る。亦た遭遇する所あるを俟つが故にその言詩に志を見らわす。前詩の後句に『待到滄溟日、爲濤更好看』と云うが如し、而して常に幅巾布衣、好んで高節を秉る。至るところ戸を閉じて自處し、あえて常人と交接せず。』と。余、その風を聞いて且らくこれを歎じて曰わく「陸生は邑人なり。能く詩を以つて流輩に高出す。これまた賢なり。而して負道守節、阿世苟合を爲さずして、みずから遭遇する所あらんことを欲す。孔孟といえども尚おその志を得ず。しかれば生や、また難からざらんや」と。然るに天下、陸生の如く丘壑に從死せるもの何ぞ限りあらんや。

と述べている。ここに、「予少時游衡山」と述べていることが、契嵩游方の一環として、しかも第一訪問地であったことを窺わせるものといつてよい。ここで契嵩と同郷、譚津出身の詩人陸蟾もこの地を訪ねたことに共感を覚えると共に、陸蟾が世に阿ねらず、高節を堅守しながら、時遇に恵まれずに逝ったことに厚い劳わりをもつて叙述している。次に廬山との結びつきについて論述をすすめよう。まず「送真法師歸廬山叙」(『文集』卷十一)を紹介しよう。

余は潯陽を去りて五年。而かるに法師真公は廬山より來り、錢唐に會す。その始めて至るを聞いて、まさに喜こびまさに驚ろく。師は曾つて宰相の得る所を顧りみず、衣を拂い濠を去り山中に入る。誓いてその身を終うるまで俗境を踐まずと。これなんすれぞ來たるや。あいともに語るに及んで、始めてその佛塔をつくらんと謀りて、

常事を以つてその志を移すにあらざるを知るなり。余、潯陽にあるとき、常に周叔智と人物を評するに、師が潔清にして、よくその道を以つて学を訓しうることを以つてす。叔智は頗る重語を以つてあり推せり。故に吾および郭叔寶・裴長言とともに、しばしばその門に造り、こもごも歌詩をつくり、以つてその美を揚ぐ。師も亦た忻然として相い徳とせり。今數千里に出でて、またこれと會せり。將に半載ならんとするに及ぶ。接するほどにその言益々文しく、その道益々親かし。契義篤厚は初に百倍するなり。秋の八月にして真師は謀る所の事集るを以つて、命じて舟を拏かしめて行かんと欲す。杭人は敬慕し、稽首告留すること甚だ勤とむれども、終にまた引き去りて顧りみず。余は四方に游ぶも、独だ潯陽を去るおりのみ、恋恋として父母の國を懷うがごとくして、忘ることあたわず。蓋しおもんみるに、それ、仁賢君子あり、交游に篤実誠信、道徳を用つてあい漫潤せりと。又おもうに、匡廬その左に奠まり、巋峯高拔、その氣象、窅然深幽として人をしてこれを覩しましめ、天下の志を高めることありと。今、真師またここに歸らんとす。余は事に牽かれて、ともに往くことを得ず。ただ浩然の思い、益々胸中を紛だせり、師より我がために潯陽の君子に謝げられんことを、窮達榮悴は吾の形を勞し、謀慮得喪の萬端が吾の心を労せり。人生たまたま一夢のごとし。何ぞとこしなえに物とともに世に磅礴せんや。これ宜ろしく深く佛道を探ぐり、その神明を澄汰すべし。真師はその引道者なれば、宜ろしく命じてこれに游ばしむれば可なりと。

この文のはじめに、「余去潯陽五年」とあるから、この一文を草した時期は慶曆の末頃と考えられる。これによつて廬山の真禪師と親交のあつたことがにじみ出でていること、それにもまして潰陽に居る周叔智（一一〇四三）をはじめ郭叔寶、裴長言というような仁賢君子たちとの充実したかつての交際をなつかしく回顧していること、さらに加え

て廬山の靈峰への憧憬が根強く契嵩の脳裡に浸み透っていることがよく窺える。そして契嵩の游方の中で、潯陽といふ土地に深い愛着を懷き、墳墓の地鐘津に劣らないと云わしめているのである。かくて游方期間ほぼ十五年の経過する中で、この地が最も長かつたと断じてほんあやまりはないであろう。さてついでに潯陽時代に親交をもつた周叔智についてはこの他に契嵩自身の著述が二つあるので見ておく必要がある。その一つは「周叔智哀辞并序」(『文集』卷十三)である。

周叔智、名は測、九江潯陽の人なり。少からずして聰悟、書を讀めば能く強記す。六籍楊孟より、司馬氏の史漢老莊列禦寇の説と吾が佛經におよぶまで、歷目すれば、則わち往往これに通ず。古今を商較し、故事を援引し、動もすれば典據ありて、嘗ねに坐人を駁うかし、おおむね皆、その高論に伏す。文をつくりては、易の繫辭に学び、奇峭頗ぶる工みなるも、奔競を恥とし、造次にもその守りを移さず。故に名籍られざること甚だし。朋遊はしばしばその家の貧しきを以つて、親老これを勵ます。四十を逾えて、始めて茂才異等を以つて挙げらる。尋いで有司を斥りて、鄉曲に歸り、務むるにその道を以つてし、後進を訓導す。江州、風俗剽輕にして、その人、莊整なることあたわず、叔智侃然として鄉黨に處らば、後學小生は敢えて恣放せず。去年孟夏、叔智の子、明服の書を得て、且に叔智の癸未孟秋を以つて死せるを聞く。嗚呼、吾かつて叔智と友たり、凡そ議論は道を以つて相い契わざれば、未だかつてその言を発せず。交道の中正なること、みづから古人もかくの如きに至ばざるを謂えりと。吳越に來るに及び、相い見えざることすでに六、七年。日夕浩然として、潯陽に歸り、永遠一本には惠遠に作る宗炳、劉遺民の風を慕い、叔智と同じくあいともに林下に老いんと思う。ここにおよんで信おのづことに吾が事、果済せざるなり。嗚呼、交道やんねるかな。その人また見えざるを哀す。故にこれに辭して以つてその徳を揚ぐるなり。⁽⁵⁾

その二つ目は、「送周公濟詩叙」（『文集』卷十二）である。

潛子むかし潯陽に在るころ、公濟は卯年なり。まさに吾が友周叔智を師とし、学に務めて沈詳。言、みだりに發せず、諸生と絶して類せず。潛子は常に叔智に謂つて曰わく、潰陽の江山は氣象清淑なれば、よろしくその人を鍾むべし、その諸生にありて、周氏の子、そのこれを得んと疑うと。おも余はその学の成する所あるを観たり。潛子潰陽を去るに及んで十有餘年にして果して公濟は進士を以つて陞第せるを聞けり。その後、また賢監司李公の舉を以つて、宰を建徳に得たるを聞く。一載ならずして、道路に賢令たるを傳えらる。去秋事を以つて杭に來たり乃わち錢唐に權かりにす。遂に山中に往還するを得たり。その民を治めるを見るに、吏術を以つてすること少なくして、仁義を用いること多し。視事には敬して勤め、行いはすでに端にして廉なり。人と交わること久しければ益々敬まわる。未だ月を逾えずして杭人は翕然としてこれを称す。潛子は竊かに、幸いにも吾が前言の驗あるを喜べり。然ればこれが叔智を称たえん、有道の士なり。平生もつとも好んで仁義を以つて人を進めて、その風俗を激勵することをと。それ早亡して、公濟の今、樹立する所を見ざることを恨いたむ。然かりといえども、公濟の天資自得なれば、豈に不肖にしてその賢師善導の助けるところに假りるとおもわんや。たまたま潛子は始めて傳道を以つて志と爲すも、蘊ふかき所、未だ伸べず。公濟は不平にして、力めて吾がためにこれを振す。それ誠、且つ勤。古の慷慨の士といえども、これに過ぎざるなり。まさに別れんとして、蒙わが意甚だこれに感す。すなわち詩をつくりて、以つてその行に贈むけす。詩に曰わく、
秀氣、鬱として、若人の躬にあり、
吾、むかしこれを覩るに、群に卓異して、同じからず、

治迹を驗するに今や炳融、

爾の師を慨げく、君子の風を観ざるを、

方に江渢に別離して、雙闕に千里に趨かんとす、

帝座煌煌として、君門嚴深たり、

自からを勉まして進め、陸沈せしむることなけれと、

右に挙げた二文には、いづれも潯陽廬山時代における契嵩の周叔智に対する親密の情が充分に追憶されている。そして特に「哀辭」の中で、「思歸潯陽・慕永遠_{一作宗炳}劉遺民之風、同叔智相與、老於林下」とのべるところに注目したい。すなわち契嵩にとって周叔智らとの交わりについては、いにしえ廬山の慧遠のもとに彭城の劉遺民、豫章の雷次宗、雁門の周續之、新蔡の畢穎之、南陽の宗炳、張萊民ら百二十三人が雲集し、般若精舍阿弥陀像の前に齋を建てて誓いを立て、共に西方を期したいわゆる念佛結社でのそれに比らべられるものだというのである。なお契嵩の慧遠に対する傾倒ぶりは相當のものであつたことは、「題遠公影堂壁」によく顯われているが、これは後述することとする。かくて以上概観したところから、契嵩游方の歴程の中で、潯陽は契嵩にとっては故郷にも相当するものであったことが明白に知られる。かくまでも潯陽に愛着する因由をまとめると、①そこが長江・廬山などの自然環境に恵まれてゐること。この点は特に契嵩が大陸の南端に位置する藤州の出身だったことと無関係ではないであろう。そこも山川にかこまれた地であった。②周叔智が代表するような仁賢君子たちとの親交を得たこと。それは、「行業記」に「於是・世間經書章句、不學而能」というように、外典や詩文を練る上で契嵩に大きな影響を与える環境となつた。
③廬山の慧遠の遺薰に触れ得ることといった三點ほどに要約しうるであろう。

では次にしばらく筠州の洞山暁聰から記別得法したのはいつごろかという問題を考察しておきたい。それをつきとめる手掛りとして、『禪林僧寶傳』卷十一の暁聰傳によれば、暁聰は天聖八年（一〇三〇）六月に死去したとしていることを知る。即ち得法の最下限は天聖八年ということになる。一方契嵩の生歿紀年をみると、「行業記」に

宋の熙寧五年六月初四日、大沙門明教大師なるものあって、杭州の靈隱寺に示化す。世壽六十有六
とある。これによつて契嵩は景德四年（一〇〇七）に生れて、熙寧五年（一〇七二）に死去したことがわかる。さて本節のはじめに見た如く、「行業記」の記事によれば、契嵩は十九才で母のもとを去つて游方に発つたということである。即ちそれは天聖三年（一〇二五）のことである。これによつて得法の上限は天聖三年ということになる。しかし先述した如く、游方の頭初に洞山を目指したとは殆んど考えられないものであるが、一應天聖三年即ち契嵩十九才から天聖八年同じく二十四才までのある時期のことであるといふにとどめるほかない。というのは目下のところ、まだ『文集』の上にも記別得法の事についての叙述をみないし、洞山暁聰のことと言及した記載をも見出しえないからである。このことが何を意味するものであろうか。種々疑問があるが、後日を期したい。

これまで、契嵩游方の歩みを、彼が経過した衡山・廬山・洞山という三地点をたどりつゝながめてきた。そしてこの時期こそ契嵩にとつては、二十代、三十代にあたり、世界觀とか人生觀といふものがはつきり形成される折であり、ひいては殆どその後半生を決定付けるといつてもよい時期であった。そこで契嵩は佛者の立場と世間社会をどう切り結び、自己統一を果たそうとしたのであろうかということに触れてこの節を終えることとする。

そこでほぼ廬山游方末期の撰述とみられる「題遠公影堂記」（『文集』卷十三）を通して考察することとする。なおこの題記はのちに志盤の『仏祖統紀』卷二十七淨土立教志の末に「東林影堂六事」として載録せられている。『文集』で

は紀年が入っていないが、『佛祖統紀』の方には末尾に「大宋慶曆元年仲春、鐸津沙門契嵩書」と入っていることは貴重である。これによつてほぼ廬山時代の終りに近い時点で撰述したものであることが知られる。『佛祖統紀』は『文集』にくらべ、なぜか字句にかなりの異同があるが、ここでは『文集』によつて紹介する。

遠公の事跡、学者見るといえども、能くこれを盡すものなし。世をして昭昭に先賢の徳を見ざらしむるは、亦た後学の過ちなり。予、高僧傳・蓮社記および九江新舊錄を讀む。最も遠公のおよそ六事を愛し、以つて勧むべしと謂えるなり。乃わち引いてこれを釋し、これをその影堂に列らべ、以つて來者に示す。陸修靜は異教の学者なるも送りて虎溪を過ぐ。これ人を以つて言を棄てざればなり。陶淵明は酒に耽溺たるも、これと交わる。蓋し小節を簡^けずりて、その達を取ればなり。跋陀高僧は顯異を以つて擯ぞけらるるも、延ねき且つこれを譽む。蓋し有識を重んじて嫉賢を矯だせばなり。謝靈運は心の難なるを以つて取らず、而して果して刑に歿す。蓋しその器を識りてその終りを慎しめばなり。盧循、叛せんと欲するも、手を執つて舊を求む。蓋し自ら道うを信すればなり。桓玄、威を振るうも抗對して屈せず。蓋し大節あればなり。おおよそ古今、人情として、威を畏それで苟免、義を忘れて疑うを避け、名を好んで實に昧らし、勢いに薰みて孤を忍ろしにし、行を飾つて累を畏それ、自から是とし人を非とせざるはなし。孰れか道、一代に尊うとばれ、賢者の師となり、あえて片言もつてその人を從わすものあらんや。孰れか夙に勝徳を稟け、行を爲して耿潔なるも、あえて醉鄉のものに交わりてその達を高かしとするものあらんや。孰れか人師の尊を屈げて斥逐の客を禮してその賢を伸ばすものあらんや。孰れか盛名の士を拒んで、教を與えずしてよく終うするものあらんや。孰れか義には禍わいを避けず、敦つく故舊に睦つみして道うを信ずるものあらんや。孰れか將帥の威に臨み、殺罰暴虐の際にも、守道不撓にして節を全

とうするものあらんや。これ故に遠公の識量遠大にして、獨り古今に出づ。その至教を扶荷し、聖道を広大にし、天人を垂祐するがごときは、蒙乃わちこれを盡くすこと能うに非らず。それ聖なるか賢なりや。偉なるかな、大塊噫氣、六合清風は遠公の名聞なり。四海秋色、神山中聳は遠公の清高なり。人僧龍鳳、高揖巢許は遠公の風軌なり。白雲丹嶂・玉樹瑤草は遠公の栖處なり。^{われ}蒙は公におくれて生れたれば、慕うといえども且ばらく恨らむなり。その遺像を瞻て、稽首作禮す。願わくわ弊文を以つて屋壁に題せられんことを。

慧遠（三三四～四一六）は廬山に卜居してから、三十餘年間、山を出でず、訪客を送るに虎溪までにとどめ、決して俗界に足を踏み容れることはなかつたといふ。慧遠存命中はもとより後世までも、こうした遠公の高踏の風を敬慕してあまたの人々が廬山を訪ね、世に遠公の名を知らぬものはないといつてもよいほどである。しかるに契嵩の目からすれば、その人たちの慧遠觀で契嵩を満足させるものは殆んどないとするのである。ここに契嵩独自の慧遠觀を披瀝したわけである。即ち慧遠とかかわりをもつたあまたの人々の中から、陸修靜、陶淵明、佛陀跋陀羅、謝靈運、慮循、桓玄という六名を挙げて、この六者に慧遠がどう対處したかということを見て、契嵩の解釋を施こしているのである。⁽⁶⁾ ます陸修靜（四〇六～四七七）の場合については、慧遠は異教徒だから排斥するといふことがなく、逆に陸修靜も器量のある道士だつたから慧遠の言説をよく汲みとりえたし、加えて慧遠に異教の徒を惹きつける何かがあつたとみるのである。契嵩はここで佛教と異教乃至異学との関わり方の問題に対する解答を摸索しているといつてよい。即ち契嵩は現実に周叔智らのような儒学とか諸子の学をおさめる潯陽の仁賢君子たちに囲まれていた。こうした契嵩と仁賢君子との交流をしばしば佛者らしからぬものとして批判するむきのあつたことが『文集』中の詩文に散見される。⁽⁷⁾ それを思い合わせると、慧遠と陸修靜の事は、契嵩の交わりの妥当性を確認させるものがあつた。六事のうちの第一

に陸修靜を置く意味の背景は極めて深いものがあると見なければならない。

第一に陶潛（三六五～四二七）あざな淵明との上に、出家のモラルと世俗のそれとの緊張関係の問題を見ようとしている。慧遠は義熙十二年八月に危篤におちいった時、みんなから鼓酒を進められたが、聞き入れず、更に蜜入りジュースを進められたときは、息、絶絶の中にもかかわらず、律師に命じ、経巻でそれを飲むことの可否を調べさせていた間に命終したというほどに戒律を遵守した僧である。一方陶潛は曾祖に宰相を出した家柄に生まれながら、仕官をいさぎよしとせず、世に周續之、劉遺民と共に潯陽の三隱といわれ、酒に耽溺する生活を送った。常に廬山を往来していたが、遠公が諸賢と蓮社を結ぶに際し、わざわざ陶淵明に入社を要請した時、陶淵明は飲酒を入社の条件としたのに慧遠はそれを聞き容れた。そこで陶淵明は出かけたが、なぜか忽ち眉をしかめて去つたということである。ここで契嵩は両者のやりとりの中に出家のモラルはあくまでも自己に対して厳格なることと言を俟たぬとしながらも、それを世俗一般に強いることのない慧遠の対応を重視したとみてよい。

第三の佛陀跋陀羅（覺賢）の上には、慧遠が仏教内部の異端に対した態度を契嵩は汲もうとする。佛陀跋陀羅は後秦の姚興の頃、長安に来て禪業を弘めていた天竺出の僧で、その空の解釋では鳩摩羅什でも一目置くほどで、やがて長安の耆舊からその賢を嫉まれる處となり、長安を攘斥されて、弟子慧觀ら四十八人と共に、南下し廬山にやってきた。當時北の長安と江南の廬山とはまさに佛教の二大淵叢を形成していた。その長安から窮鳥のそれの如く懷ろにとびこんで来た佛陀跋陀羅を慧遠は温かく迎えたばかりか、弟子の曇邕を長安に派遣して佛陀跋陀羅のために大いに弁明し、長安仏教界のいわばヒステリーを諫めている。そして慧遠は佛陀跋陀羅を重用し禪教の諸經の譯出を要請したが、佛陀跋陀羅は遊化せんことをねがい、廬山滯在は一年ほどでおえて江陵へ向つた。契嵩の立場からすれば、その

後の仏教が、教宗だ禪家だといってそれぞれにおのれの殻にとらわれて、ややもすると大義を忘れ、自縄自縛におちいった教界の状況をおもうとき、慧遠の故事の上に契嵩自身深かく期せしめられるところがあつたにちがいない。

次の謝靈運（三八五～四三三）では、慧遠における「峻拒」を契嵩は凝視している。謝靈運は性、奢侈で、祖母に康樂公主をもつ顯門に生れた勢か、橋慢な育ち方だった。謝靈運の「遠法師誣」（『廣弘明集』卷二十三）では志学の歳に遠公の念佛結社への参加を願い出たが、慧遠に峻拒されたことをなげいている。契嵩は、慧遠が死んだとき、謝靈運は三十二になつていたから、それまでにその文名は顏延之と共に江左第一と称されたこと、遠公逝つてから十有七年して、謝靈運の末路が叛意の廉で広州での刑死という非業なものだったことを思うとき、慧遠の人物洞察の炯眼ぶりを息をつめて読みとる。併せて慧遠のその「峻拒」こそ、実は謝靈運の天分とは別の一面である虚飾に満ちた人生観にがされていることへの反省を求めた温かな対応であることも見落としてはならないと云つてはいる如くである。

第五の盧循と第六の桓玄（三六九～四〇四）の上に、契嵩は権力との関わり方、すなわち宗教と政治の関係は個別具体的にみれば緊張関係をしばしばもとめられるものだということを汲み取つてはいる。まさにこの文がかかれたころの現実問題としては、たとえば政府が出家の員数に対し制度的に大幅な制限を加えようとする動きが活発化していた。契嵩としてはそれに對し厳しく監視する目をもつと共に、具体的な反対運動も起こそうとしていたことを知るとき、⁽⁸⁾この問題は俄然、極めて現実性を含んだものとして受けとることができることができる。

- (1) 陳舜俞の『廬山記』（『大正藏經』卷五十一）卷四では「靈」を「正」に作る。
- (2) 右の『同記』に「挂」は「掛」を作る。
- (3) 右の『同記』に「到」は「済」を作る。

(4) 右の『同記』に「爲」は「翻」に作る。

その哀辞は

(5) (4) 江之山兮、康廬效靈、江之水兮、九江汎清、合其氣兮、誕爲人英、君得之兮、既聰且明、道德脩兮、器識恢宏、竟不展兮、奪化代并、公之壽兮、令名不朽、君之福兮、學問富有、仁義家傳兮、子孫寶守、孰謂既往兮、不光其後、溢江浮天兮、綠淨漪漪、白石青草兮、日暮參差、若人不歸兮、萬古別離、相望丘墓兮、千里依依、である。

(6) (5) この生歿紀年は『歷代年里碑傳綜表』によつたが疑問がある。遠公は、四百十六年に歿しているから、両者の相見は陸修静十才までの間ということになり、許容しがたい。

(7) (8) 「寂子解」(『文集』券八)に詳しく語られている。
拙稿「孤山智円と明教契嵩」(『大谷学報』55-3)の49・50頁。

四 灵隱永安禪院と『輔教編』

さて「行業記」は先に續けて、

慶曆の間、吳中に入り、錢塘に至り、その湖山を樂しみ、始めてここに税駕す。この時に當たり、天下の士、学者で古文をつくる。韓退之を慕つて、佛を排して孔子を尊うとぶ。東南に章表民、黃肇隅、李泰伯ありて、尤つとも雄傑なり。學者これを宗とす。仲靈ひとり居て、原教・孝論など十餘篇を作り、儒釋之道、一貫せるを明かして、以つてその説に抗す。諸君はこれを読み、すでにその文を愛し、又その理の勝れて、これが奪うこと能たわざるを畏そるなり。因つてこれと游わる。士大夫の佛を悪くむ者に遇わば、仲靈は懲懲として、ためにこれに言わざるなし。これより排者ようやく止んで、後にこれを好むこと甚はだしきことあるは、仲靈これを唱びく

なり。居る所の一室は蕭然として長物なし。人との清談は靡靡として終日に至る。客、修潔行誼の士にあらざれば造たるべからず。時に貳卿郎公は引年謝歸し、もつとも物外の友たり。嘗つてともに徑山に游ばんと欲し、行色あり。公もまた風邑豪預す。冀ねがわくはそれ仲靈に見えて以つてこれを尊養するのこころあり。仲靈これを知つて、あえて行かず。人をして公に謝せしめて曰わく、吾が好む所に從わん。何ぞ必らずしも富を求めて執鞭せんやと。すべてその潔清のたぐいかくのごとし。

と慶暦年間の動向を叙述している。この記載において大約三点について、大きな不満と誤解と疑問とがみいだされるであろう。第一点は不満で、契嵩がなぜ呉中に入り、錢塘へ移つたかという理由がのべられていないこと。第二は原教や孝論など契嵩がのちに『輔教編』としてまとめて單行本化した述作がこのときにもなされたというのは誤解であり、『文集』で検すれば明らかに如く、いずれも皇祐以降の著述である。第三に貳卿郎公とは誰かという疑問である。

(1) 先にみた如く契嵩にとって居心地がよかつたという廬山を離れて、なぜ東の呉とか錢塘方面へ向かつたのか。それは何時のことであつたか。どういう身分でどこへ身を寄せたのかということなどについて少し考えておきたい。

「行業記」に「入呉中・至錢塘、樂其湖山、始稅駕焉」の「呉中に入り」の意味するものをまずとり上げてみよう。契嵩が東移したころ、契嵩と同じ雲門宗籍の慶運(九八〇~一〇五九)とか盛勤(九九三~一〇六〇)が秀州(浙江省嘉興県)の資聖寺に居たことと関連があつたと思われるのである。そのことを跡づけさせてくれる史料が『文集』に数点ある。第一に康定二年(一〇四一)に盛勤の編著『原宗集』に叙文を呈した「原宗集叙」(『文集』卷十一)がある。次には慶暦二年(一〇四二)の撰文になるやはり雲門宗の徳山慧遠の語録を集めた『武陵集』の叙(『文集』卷十二)である。更に嘉祐四年(一〇五九)には慶運の死に際し、「秀州資聖禪院故遲禪師影堂記」(『文集』卷十三)をしたため、その翌年に

死んだ盛勤のためには、「秀州資聖禪院故和尚勤公塔銘」（『文集』卷十三）をあらわして、それぞれ存命中の事蹟を顕彰している。それらの内容から推すると、契嵩が潯陽から東した一つのきっかけとなつた何かが介在したことと示唆しているといえる。しかるに、「原宗集叙」の書かれた康定二年（一〇四二）のころは、もちろん契嵩は潯陽廬山時代であつたが、遠く離れに盛勤師から、その叙文を依頼されるほどの信頼と敬意を拂らわれていたことを物語るものではないであろうか。そして慶曆二年（一〇四二）には既に吳の地へ來ていたと思われる。というのは、同年に「慶曆壬午歲・孟冬二十日」の年時入りで書かれた「武陵集叙」のはじめに、

慧遠和尚は、有道を以つて四方に称さる。天禧乾興の間に、その名は甚だ振るう。学者遠近となくこれに歸すこと、水の沛然と下に就くがごとし。予、少かくしてこれを聞くも、その人を識らざるを恨らむ。晩に吳に遊び、その語を勤・遲二師に得たり。その發演詳悉・應対次序を觀るに、語言は必らず文ありて、凡近を以つて雜出せず。大經大論に出入すと雖ども、傍わらに治世の文書、老子莊周の説に及ぶまでも疑わず。

とある。ここに、「予少聞之、恨不識其人、晚游吳、得其語於勤遲二師」とのべていることが、おそらくともこの文の書かれた慶曆二年には既に秀州の地に入つていたことの何よりの證左となろう。そして盛勤・慶運の居た秀州といえば雲門宗の開祖雲門文偃の生地であつたことを考え併わせると、このとき雲門宗として契嵩の盡力を要請する何かがあつたのかも知れない。しかし契嵩自身の言及は現存の『文集』の上に見出していない。しかし以上の考察により、一定期間秀州停留を経てから錢塘へ移つたとみることはほぼ跡づけえたと思う。

それでは何時頃、杭州靈隱山（武林山）のふもとにある永安禪院に居をおくことをなつたかということは明確ではない。ちなみに、南宋の懷悟が『蟬津文集』に寄せた「又序」（『文集』卷十九）の中で、

師、東來より、始め居處常なし。晩に餘杭の佛日山に居り、靈峯永安精舎に退老す。

と叙している。このことからみると、錢塘へ来てからの契嵩の住處は決して一定しなかつたことが察せられる。後に触れる「広原敍」の「敍」によつて、嘉祐元年に永安禪院に居を占めていたことは確かだし、嘉祐六年に書かれたと推定する有名な「萬言書上仁宗皇帝」および「再書上仁宗皇帝」（ともに『文集』卷八）では、契嵩は自からの肩書きを「杭州靈隱永安蘭若沙門」をしているところから、嘉祐の末頃までは永安禪院に居たことは確實である。

またこの頃、靈隱寺へも出入りし、しかも一山をあげて格別の信賴を得ていたことが、靈隱寺住持の普慈幼叟（九九九～一〇五九）の死の際に契嵩の書いた「故靈隱普慈大師塔銘」（『文集』卷十三）によつて十分にうかがえる。すなわち、

嘉祐己亥、仲冬の初、忽まち微疾を感じて臥す。終りに先んずる一日、蒙^{われ}と語る。將に寺を授づけて今知禪德に與えんとす。語氣詳正にして平昔のごとく衰ろえず。十三日鷄鳴に、起ちて漱洗し、時の辰なるを問う。乃わち安坐して盡く。世壽六十一、僧臘四十一。是の月二十九日を以つて、呼猿澗の直北、寺垣の内に入塔す。塔しおわって、知師その行狀を以つて、蒙に文しこれを銘せんことを求む。

と述べている。これは推測であるが、永安禪院は靈隱禪寺の支院の如き存在であり、契嵩は身分を寺からもあまり束縛されることのない長老くらいの待遇で身を寄せていたと考えるのが妥当ではないであろうか。それによつて後述するごとく、『輔教編』とか禪史の著述活動に専念することを可能にしたことと、実によく符合するからである。

なお契嵩がこの地の自然をこよなく愛したことは、「武林山志」や「游南屏山記」（共に『文集』卷十二）に詳わしく吐露されている。これも「行業記」が、「至錢塘、樂其湖山、始稅駕焉」とあるを証する資料となろう。契嵩は「游

南屏山記』で、

始めて南屏山を見て且つ喜ろこべり。以つて一游にて吾の心を饗かすことなし、その陰蔽に栖み、常にその間に游ぶにしかずとおもえり。故に今、年々來りてここに息肩するを樂しみとす。日々必ず策杖して独り往く。その幽處に至るや、思慮冲然として、天下の志通ず。その曠處に至るや、思慮超然として、天下の事見ゆ。その極深かつ靜處に至るや、冲寥清寂として、神^{じん}道^{どう}と合し、浩氣に乘じ清風に沐し、陶然嗒然として、萬物の初に在るがごとし。

といい、南屏山の自然をこよなく愛していることがわかる。これも著述年時が不明であるが、靈隱山の永安山舍に居た頃のものであることはうごくまい。この文章から、著述に専念していた時期に草されたであろうことはその筆端に十分窺うことができる。

なおついでにいうと、契嵩にとって、靈隱山の永安禪院は熙寧五年に息をひきとつた處であるが、その間、嘉祐六年に、首都開封(河南省)へみずからおもむいて、その主著『伝法正宗記』、『伝法正宗定祖圖』、『伝法正宗論』及び『輔教編』の大藏經への編入を達成する運動のため数ヶ月間不在としたことや、蔡襄(一〇一二~一〇六七)の懇請で、五代、吳越王の建てた仏日山(杭県)の淨慧寺の住持となつて、數年間離れたことがあった。しかし、この時期を除いて契嵩は永安禪院を錢塘での拠点としていたとみてよいであろう。⁽⁵⁾

(2) 次にこの慶曆の頃に、當地方に居た章望之、黃晞、李觀らが韓愈を繼承して排仏説を展開したのを承けて、契嵩はこの慶曆の時期に「原教」とか「孝論」という論文十餘篇を著わしたという「行業記」の誤解について触れておきたい。

ところで十餘篇とは両論文のほか何を指しているかは定かではないが、上記二文の外、「勸書」、「廣原教」、「壇經贊」、「真諦無聖論」などを、のちに契嵩自身がまとめて一本とし、『輔教編』（『文集』卷一～卷三所収）としている。「行業記」はこれを念頭においているにちがいない。契嵩も『輔教編』については非常な自信をもつていたものようである。それではこれらの論文はいつ書かれたものであろうか。

「原教」と「広原教」の撰述はいつか。「広原教」（『文集』卷二）の「叙」に、

叙して曰わく、余、昔五戒十善を以つて、儒の五常に通ぜしめて原教をつくり、急ぎて當世儒者の佛を訾ることを解かんと欲す。吾が聖人爲教の大本のごときは、概見するといえども、未だ言を盡くすに暇あらず。別に書をつくりこれを広げるを待たんと欲す。原教これに伝わって七年なり。

という。これによつて「原教」は「広原教」より七年前に書かれていることを知る。しかるに「叙」は

余を知るも余を譏るも、それ原教、広原教なるか。広原教は凡よそ二十五篇、總べて八千一百餘言なり。この年、丙申なり、筆を靈隱永安山舎に振るう。

と結んでゐる。これによつて、「広原教」は丙申即ち嘉祐元年（一〇五六）の作であることを知る。従つてこれより七年

前の皇祐二年（一〇五〇）に、「原教」が書かれたこととなる。

次に「孝論」について、契嵩は、本稿の第二節で紹介したその「叙」の部分に續けて、

故郷を去りてより、凡よそ二十七載。未だかつて南のかた墳隣に還えり、修法もて父母の冥贊をなさんと欲せざるなきも、猶お然るを果たさず。辛卯、その年、自ずから弘法を以つて難に嬰い、しかるに明年、郷邑もまた大盜に嬰う。吾が父母の墳廬、その剽暴とならざるを得たり。これを望んで漣然と泣下だる。又明年、事に會い、

益々感ずる所あり。遂に孝論一十二章を著わし、その心を示すなり。それ吾が聖人大孝の奥理密意を発明す。
會たまかの儒者の説殆んど亦盡くせり。吾が徒の後学もまた以つてこれを視るべきなり。

と述べて、「孝論」撰述にいたる経緯を吐露している。これによつて、その著作年時は皇祐五年（一〇五三）であること
がわかる。

次に「勸書」と他の二文の撰述年時を推す確実な根據を持ちえないが、慶曆まで遡のぼることはあるまい。なお契
嵩がこれらをまとめて『輔教編』となしたことについて、「勸書」第一のはじめに、

余の五書出でて未だ月を逾えざるに、客、門に踵たりて謂つて曰わく。僕はほゞ大道を聞けり。適たま視るに、
廣原教のごときは、涉道の深と謂うべし。勸書は、蓋しそれ警世の漸なり。おおよそ学者、必らず淺を先とし深
を後とす。その煩らわざして就り易からんと欲するなり。今のごとく廣教を先とし勸書を後とすること、僕、そ
の何の謂なるかを識らざるなりと。曰わく、これは吾に他義ありて例らぶる無し。ただこの原教と廣原教は、相
い因りて作るを以つての故にそれ相い次してこれを例らぶるを以つてするのみと。客の曰わく、僕もともと公の
勸書を前に擢きんで、廣教を後に排されんことを欲す。かのこれを觀る者として、先後序あり、淺に沿つて奥に
及よぼしむる、亦た善からざるかと。余もこれを然りとす。しかるに客またこれに請いて曰わく、五書のごとき
は各々その目ありといえども、統べてこれを名づくるにしかず。それをして百世に流しても相い離れざらしむ。
亦た善からざるかと。余、從とめてその客に謝して曰わく、今かの縉紳先生、吾が道を厭うこと殷かんなるに、
なんじ独り好んで以つてこれを助すべく。なんじ篤道にして、爲善に公なりと謂いつべしと。即ちそれがために工
に命じて二説を移つし易えて、増して三帙と爲す。五書を總べてこれを名づけて輔教編という。

と説明していることに注意する必要がある。それではその年時はいつかということであるが、嘉祐三年頃までにはおそらく今の体裁をとった『輔教編』となっていたのではないだろうか。かくて原教、本論などはいずれも皇祐以後に書かれたもので、「行業記」が、慶曆期に充てているのは誤解であることを知るのである。

(3) 「行業記」の記載の疑問点の第三は「貳卿郎公」とは誰れなのかということである。結論から先に去えば、郎簡（九六八～一〇五六）という人物である。郎簡のことに関するては、南宋、潛說友撰述の『咸淳臨安志』卷六十五と『宋史』卷二百九十九に見えている。さて前者の記載によれば次の如くである。

郎簡、字は叔廉、臨安の人。幼にして貧しく、書を借りて錄して誦し、進士の第に中たる。福清縣に知たりしに、邑人、ために生祠を立つ。隨州推官に調あつされ、引待さる。真宗は呂夷簡に謂つて曰わく。官を歴て過まち寡ぎも、一人もこれを薦むる無し。これ必らず進に恬けいんずる者なりと。著作佐郎に擢そくんず。典郡を累さぬるも聲あり。尚書工部侍郎を以つて致仕す。明堂に祀られ刑部に遷しゆつさる。嘉祐元年を以つて卒す。年八十九。吏部侍郎を贈らる。簡は性、和易にして、賓客を喜ろこぶ。即ち錢塘城の北に園廬を治さめ、みずから武林居士と號す。道引服餌し、晚歲にも顏は丹のごとし。尤とも醫術を好み、人に疾あらば、みずから處方し以つてこれを療やすこと多し。驗方數千首を集め、世に行わる。幼きには四明の朱顥に従い、長じては文を沈天錫に学ぶ。故に仕えては、均しくこれに俸資す。のち二人亡みよかれば、その子孫を訪ねて、ために昏嫁つがを主さどる。平居の宴語には、ただ上徳を宣ぶるを以つてするのみ。民患を救うを意となす。孫汚は杭に守たりて、その里門に榜して、仁壽坊と曰う。後二百年、遠孫の伋・偉あつて、ともに紹定五年の第に登る。

この伝記によつておおおよそ、その人となりを把握することができる。更に『宋史』の記事の中で注目を要する二

つのことがらを抽出加味すれば、さらに明確となる。

右の文中では、郎簡が嘉祐元年に八十九才で歿したことは書かれているが、いつ官界を引退して、故郷の錢塘に隠居し武林居士を自號したかは言及していない。しかし『宋史』によつてそれを知ることができる。即ちその臨終直前のこととして、

一日、その子撫に謂つて曰わく、吾、退居して十五年なるも、未だ嘗つていまだ小かも懇かなしまざることなし。今、意倦めり。豈に逝かざらんかと。寢に就いて絶ゆ。

とあるから、郎簡の官界引退は死の十五年前、即ち慶曆二年(一〇四二)七十五才のことであつたことがわかる。

第一点は郎簡の官界生活の一時期、契嵩の故郷、藤州で注目すべき治績を挙げてゐることである。即ち、

藤州に徙つる。学を興こし士を養い、その俗を一変す。藤、これより始めて進士に挙げらるるものあり。

とある。惜しむらくは、郎簡の藤州へ赴任した時期の記載を欠くことである。ここにみえる治績こそ、実は契嵩と郎簡が知己となる発端となつたとみて間違ひないであろう。異郷にいても、契嵩は故郷を愛しつづけたからである。

さて、『咸淳臨安志』・『宋史』とともに、契嵩との交友には一切触れていない。そこで、『文集』に目を転ずることとする。『文集』中に四点の郎簡に関連する詩文を見出すことができる。まず、「郎侍郎致仕」(『文集』卷十七)において、

平時獨高謝
平時、獨り高かく謝し

道勝欲韜光
道勝るるも光をかくさんと欲す

白髮辭明主
白髪もて、明主に辞し

青山戀故鄉
青山として、故郷を戀う

藥畦容鶴致　藥畦は鶴の到るを容るすも

吟徑恐雲藏　徑に吟たわば雲に藏されんことを恐る

更愛禪林臥　更に愛す、禪林に臥するを

時來拂石牀　時來たらば、石牀を拂らわん

この詩の内容から二一つのことが知られる。慶曆二年よりかなり以前に両者の親交があつたことがわかる。第一は先きに「行業記」に見たところでは、郎簡からの尊養の招ねきを契嵩が辞退しているが、その理由がこの詩ではつきりするということである。

両者の交友を知る第二の資料として、「山游唱和詩集後叙」（『文集』卷十一）をみのがせない。その文中で、

吳中にあること二十有餘載、士大夫の游を辱かたじけなくすること数を從ほしままにす。故侍郎郎公の顧の如きは、それもつとも厚深なり。

という。これが書かれたのは郎簡死後三年を経た嘉祐四年のことである。契嵩の郎簡に対する敬慕追念の深さが如実に吐露されているといわねばならない。ついでに嘉祐元年の郎簡の死に際し、契嵩は、「致政侍郎中山公哀辭并序」（『文集』卷十三）なる一文を草していることを附記しておく。また郎簡撰述の「六祖法寶紀叙」（同卷十一）もある。

それでは「行業記」にいう「貳卿」とは何か。侍郎の別称であるという。⁽³⁾ ちなみに、郎簡は「尚書工部侍郎を以て致仕す」とあるところから、陳舜俞は郎簡を尊うとんで、「貳卿郎公」と稱したことははつきりしたのである。

(1) 大正藏經本、光緒本はともに「二」に作るが、『都官集』卷八の「貳」とあるのによつて改めた。

諸本は「邑」に作るが、「色」の誤りならん。

光緒本は標題を「武林集」と誤まる。

大正藏経本、光緒本はともに「乙亥」とするが、嘉祐に、「乙亥」はなく、「己亥」の誤りである。

このころの詩作として、『山游唱和詩集』（『文集』卷十八）がある。これは契嵩が、章安出身で推官の官位をもち、蘇東坡の詩友でもあった楊蟠（『宋史』卷四二文苑）と錢湖草堂の沙門惟晤と三人で、嘉祐三年の歲暮の三日間、契嵩の住む永安禪院と靈隱寺及び天竺寺と泊りながら、錢塘の山や寺をめぐつて、三人が互いに詩を交わすという風流なもので、さながら六朝期の方外の契にあやかつたものであつたらしい。そのことは契嵩の「山游唱和詩集叙」と「山游唱和詩集後叙」（共に『文集』卷十二）に詳しい。これによつても、契嵩が杭州の自然の中に深く溶けこみ、とりわけ「山游」を樂しみとしていたことが、よくうかがえよう。

『宋史』卷二十九は歿年を欠く。

『宋史』は「千」字を「十」に作る。

『稱謂錄』卷十五「侍郎の項」

五 法難と入藏運動

「行業記」は次に

皇祐の間、去りて越の南の衡山に居る。未だ幾くばくもなくして寵めて歸えり、また禪宗定祖図、伝法正宗記を著わす。仲靈のこの書を作るや、慨然として禪門の陵遲を憫われめり。因つてふるいたちて經典を考し、佛後摩訶迦葉ひとり大法眼藏を得るを以つて初祖となし、推してこれを下ろして達磨を二十八祖となすに至る。皆、密に相い付囑し、不立文字、これを教外別傳と謂う。居ることいくばくもなくして、觀察李公は謹しんでその書を得て、且つその高名を欽⁽¹⁾うとぶ。紫方袍を賜わらんことを奏せり。⁽²⁾ 仲靈また幸わいに天子大臣、護道達法の年に

生れしことを念もう。乃わちその書を抱いて以つて京師に游ぶ。府尹龍圖王仲義、果たしてこれを奏上す。仁宗これを覽て、詔して傳法院に付して編次せしめ、以つて褒寵を示す。仍つて明教の號を賜まえり。仲靈、ふたたび辭を表わすも、許るされず。朝中、韓丞相よりくだつて、延見してこれを尊重せざるなし。留どめて憫賢寺に居らしめんとするも、受けず。東南に還えらんことを請う。すでにして浮図の講解者、その別傳の語あるを悪くみ、その宗とする所いわゆる二十八人のものにあらざるを恥ず。乃わち相いともに説を造くり以つてこれを非しる。仲靈これを聞いて、攘袂切歎、又ますます書を著わし、博ろく聖賢の經論・古人の集録を引いて證と爲す。

ほとんど数萬言に至る。士に、賢にして佛を好む者あり。往往詣たりその冤を訴たうこと、これを久しく述べ生、仲靈に厚なるものといえども、猶おその衆人とは是非の間に相い忘ることあたわざるを恨めり。その亡するに及ぶや、三寸の舌、是是非非を論議する所以のものは、ついに数物とともに不壊なるを以つてこれを明かす。嗚呼、それをして道に、與奪の公ならず、辯説の契せざらしめば、則わち何を以つてかこれに臻たらんや。然かりといえども、仲靈の自づから得てこれを己れに楽しむ所以は、蓋だしこれに預からず。豈に淺見寡聞の者の道たるべけんや。仲靈は東南最後の密学なり。蔡君謨の枕を帥するや、延ねいて佛日山に置き、禮すること甚だ厚つし、居ること數年、然るに言高かく行卓かし。少しく学を假らざれば、人これに從がうことあたわざるなり。弟子に慈愈、洞清、洞光というものあり。著わす所の書は、定祖図よりも、これを嘉祐集という。また治平集あり。およそ百餘巻、總べて六十有餘萬言なり。その甥沙門法燈、よくこれを奉藏し、以つて後世に信せんと云々。

熙寧八年十一月五日記。

と云つてゐる。

「行業記」のここでの記載は、皇祐の一時期、契嵩がなぜか呉興県の南方にある衡山（『讀史方輿紀要』卷九十一）に居たこと⁽³⁾、晩年に仏日山の住持となったこと⁽⁴⁾、弟子に慈愈・洞清・洞光のいたこと、及び文集に『嘉祐集』、『治平集』のあることを記しているほかは、記事の大半を、契嵩の「伝法正宗記」、「伝法正宗定祖圖」など禪史編纂の著述と契嵩みずから開封へ上京して、天子や政府へのこれら著述の入藏運動を行ったこと、その内容が「浮図の講解者」すなわち天台の僧徒を非常に刺戟し、遂に契嵩が没するに至るまでも、両者の諍論は延々と續き、契嵩は一步も退くことがなかつたということなどを縷縷のべることに充てている。しかるに、契嵩にとって在俗の友人であり、理解者の一人である「行業記」の著者自身が、この論争に決着をつける力をもちえないのをなげいている気持がよく発露されている。それだけにこの部分の記載は迫力があるけれども、少しく冷靜に検討を加えておく必要があろう。

さきに見た如く、「孝論」の叙で、「辛卯其年、自以弘法嬰難」といつている。この「辛卯」とは皇祐三年のことであるが、その二年後に書いた「孝論」の叙文でも、契嵩みずからが法難にあつたと述懐しているのだから、余程深刻なことであつたらしい。しかしその法難とは何かという説明はなされていない。

思うに皇祐三年の「法難」とは、契嵩が、佛陀跋陀羅譯の『達摩多羅禪經』や智炬の『寶林傳』にもとづいて体系づけたという禪の伝燈二十八祖説に対する天台側の攻撃のことを指しているのではないか。すなわちそれは摩訶迦葉を初祖とし、二十八祖達摩にいたるまで、密相付属された、教外別伝の伝燈を明らかにしようとするものであつた。これは藉教に立脚する天台としては、「教外別伝」とは離教の考え方であつて、佛説の異端だとする論難である。この諍論の扱いについて、禪側の史籍は概むね「行業記」の記事を踏まえたものである。他方天台側の史書、『佛祖統紀』卷二十一や『釈門正統』卷七の呉興子昉法師伝などをみると、全く逆に契嵩の論敵の中心となつた呉興子昉の説

を強調するものとなつてゐることは、事柄の性質上いうまでもないことであろう。この論評の熾烈さは、子昉の書いた反駁書である『止訛』⁽⁵⁾の大要を述べた『佛祖統紀』の記載に、

余は嘗つてこれを面折すれども、嵩、媿を知ることなし。

とある。このような露骨な語の上にも、その深刻さがうかがえるようである。「行業記」のいう皇祐年間の一時期、契嵩が錢塘を離れて、越の南の衡山に居たといふのも、この「法難」と関連した行動だつたと思われる。

さて契嵩が錢塘に入つてから、即ち契嵩の四、五十歳代の動向は二点にしばられている。一つには儒佛一貫説を世に提倡し、その思想を『輔教編』としてまとめたこと。二つ目は『伝法正宗記』九巻、『伝法正宗定祖圖』一巻、『伝法正宗論』二巻という、禪宗史書の執筆である。そして『輔教編』を含めてこれらの著書はすべて嘉祐七年三月に大藏經への編入が許可された。契嵩はその喜ろこびを表わして、

契嵩、嘉祐の辛丑十二月六日、この正宗記・輔教編を以つて進む。明年三月十七日、先皇帝賜いて大藏に入れ經律と偕に傳えしめらる。蓋し政府に留まること七十一日、丞相鉅公、躬屈詳閱せらる。佛教の光賛は古えに振るうと雖ども、未だかくのこときものあらざるなり。契嵩は佛子の輩なるも、豈に榮かつ幸とせざらんや。宜ろしく何を以つてかその大賜に報いん。吳の郡人曹仲言、弟の玘仲彝といふものあり、その勝事を聞くを樂ろこぶ。乃わち工をその州の萬壽禪院に募り、施財鏤板し、仰いで國家の鴻休を賛するなり。傳法の覺初、守堅、知一、宗遇が較す。治平改元甲辰、四月一日題す。⁽⁶⁾

と題記を書いている。「辛丑」とは嘉祐六年（一〇六二）のことである。その十二月六日に仁宗皇帝に入藏願が受理されたことがわかる。そして入藏の裁可まで七十一日間を要した。この間、「行業記」にもある如く、契嵩みずから都

へ趣いて強く働きかけたことはもとより、進上にもつてゆくまでの前段階でも、『輔教編』を刊行して、長期にわたりて首都で宣布活動を推進していたことがうかがえる。⁽⁷⁾

『文集』卷九には嘉祐六年十二月の進上の折に添えられたにちがいない「再書上仁宗皇帝」をはじめとして、時の宰相韓琦（一〇〇八～一〇七五）宛のもの四通、同じく宰相の富弼（一〇〇四～一〇八三）に対し一通、張端明、田枢密、曾參政、趙内翰、呂内翰、侍郎歐陽修（一〇〇七～一〇七二）、曾相公、及び李太尉宛にそれぞれ一通の書簡が收載されている。それらをみると、入藏にかける契嵩の執念を窺かせるものがある。特に韓琦宛の四通には、契嵩の入藏運動の経過と、さらに念願達成に至るまでの契嵩の心理の推移がよくにじみでているといつてよい。韓琦宛の四通は、いずれも紀年を欠くが、内容からおおよその見当はつけられるものばかりである。

まず第一書簡の「書啓上韓相公書」の中では、

山中に嘗つて竊かに書を著わして輔教編といふ。僅かに三萬餘言なるも、以つて原本の教を推し、その聖人爲教の意を白うし、萬一その墜ちんとするの勢いを救わんことを以つてす。始めより、これを天子に奏せんと欲するも、幽陋疎遠にして、上達するあたわづ。又これを閣下に進せんと欲するも、またこれを通ずるあたわづ。既にして人により、輒わち嘗つてこれを京國に布く。その意また閣下の聽覽に傳聞せんことを欲す。今まで一歳して、その浮沈決せず。しかれば憂うる所の心は水火を蹈むが如し。急ぎその援を欲するが故にその僭越の誅を避けず。乃わち冒えてその所謂輔教編なるもの、印本一部三策を進すむ。幸いに閣下、論道經邦の暇まに、ほぼこれを覧ることを賜わられんことを。

とのべて、主薄の関景仁の手からこの書簡と並行して『輔教編』を呈している。次の第二書簡の「再上韓相公書」

の中では、

月日沙門某、謹んで伏揖し、書を昭文相公閣下に獻ず。某は幽人なり。山林に伏すも、竊かに閣下の至公を以つて天下に宰し、人の善を爲すに與みし、廓然として容れざる所ろ無きを聆く。故に昔年嘗つてその書、輔教編というを以つて、閔主薄景仁より、下執事なる者に投ず。今に逮たり、みずからその書を抱いて、西趨して來たり、これを天子に進ぜんことを願う。京に至つて月を逾え、誠に先づ大君子に見みえ、幸いにその去就可否の宜を教えられんことを欲す。且つは閔君の書、浮なるか沈なりやを疑う。果たして閣下の聽覽を塵がせしか。憮然、久しくみずから決せられず。忽然と輒わち進ぜんとす。恐らく閣下その來る所の志を知らずして、求むる所ありと謂もわれん。進ぜざればすなわちその事、稽滯す。故にまたその意の萬に一を書かん。幸いに閣下ややこれを詳らかにされんことを。然れば某の山を出づるや、蓋しその著わす所の書、十餘萬言を貢せんと欲せばなり。その書すなわちその教法の闕を補い、吾が佛氏の乃祖乃宗を正しくし、天子、經藏の間に垂れらるに頼つて、以つて學佛者の疑諧を息め、百世をしてその統ぶる所を知らしめんとなり。その意ここにとどまる。他輩のみずから身名の僥倖のために、求むる所あらんと欲するに倣らうには非らざるなり。閣下、儻し以つて非かつ謬と爲さざれば、引いてともに語らば、すなわちその來る所の意は伸ぶるを得ん。

とある。まず第二書簡はこの内容からみても、明らかに嘉祐六年のことであることが知られる。更に韓琦の肩書が、昭文相公閣下とあることから、もつと時期を詰めることができる。即ち、『宋史』卷三一二の韓琦傳によつて、嘉祐六年八月に、集賢殿大学士から、昭文館大学士に遷つたとあることから、第二書簡は、嘉祐六年八月から十二月三日までの間に相当し、しかも入藏運動展開のため契嵩が上京して一ヶ月後にしたためたものであることがわかる。更に

「故昔年嘗以其書曰輔教編、因関主簿景仁、投干下執事者」というから、第一書簡はその内容と考え併わせてみると、前年頃のものとみるのが穩當であろう。これによつておそらくとも嘉祐五年には既に『輔教編』三萬餘言の進上の意志をはつきりうちだしていることを知る。そして第一書において、『輔教編』の進上のほかに、杭州を舞台として契嵩みずからと天台仁岳門下の子昉との間の諍論に決着をつけるには、『伝法正宗記』、『定祖図』など十餘萬言をも献上し、その入藏を果たすほかないという事情が縹々のべられている。

次に第三書簡の「重上韓相公書」は、その内容からみて、十二月三日進上から、六十餘日後のものである。その中で契嵩は、

今猶お京師に徘徊して、未だ即ち去らざるは、蓋しその來る所の意、未だ盡くさず未だ果たさず。閣下尊留の命を奉ずるが、故に敢えてその干冒の誅を避けず、乃わち益々説を閣下の左右に進むるなり。幸わいにも閣下寛にしてこれを念もう。某は山林に著書し、内外の經書を討論すること、ただ数千卷のみならず、数十年を積んで、頗ぶるまたその神形を労す。また千里を遠しとせず賛し來りて、これを奏するは、苟しくも他輩の僥倖もて、その私に求むる所あらんと欲するが如きには非らざるのみ。それ実に本教の宗祖不明にして、古今の学佛の輩はその大統を見ず、妄りにあい勝負し、殊に吾が先聖人の意あを失やまれるを患れうるが、故にそれ拳拳懇懃として、乃わち務めてこれをただしくせんとす。仰ぎ見るに朝廷に憑り、藏中に垂れるは、百世の佛教のために勝事を立つるなり。庶はくはその学者、遵つて定断となされんことを。またみずから效らい、みずから佛子となり、それ微さか善をなすものとならんと欲するなり。その山中をづるの日にあたり、道屬耆舊の輩、みな某の誠心を以つて法となし、これを祝わわざるなし。願わくはその事を成して返らんことをと。今その書既に奏し、命を待つこ

と曰に六十餘日なるも、未だ聞くところあらず。その中ろに頗ぶるみずからこれを疑えり。或るいはその書なお謬る所ありて、大賢の取る所に足らざんやと。或るいは閣下當國の大事殷かんにして、未だその是非を盡くすに暇まあらざらんかと。都邑浩壤、久しく留まれば、その風塵に弊なわる。衣を林薄に拂らいてより、その本末の志、未だ遂げず。ただその道属の祝わう所の意に負かんことを恐そる。ただその祝わう所の意に負くのみならず、またその平生の所存效なくして、その教法祖宗、萬世ついに正しきに復せざらんことを恐そるるなり。故を以つて、益々閣下の大惠に幸やからんと欲す。重ねて念ず、それ法のためにして身のためならず、道のためにして名のためならず、その教道萬世の必正のためにして、そのおのれのために國家に一時の恩渥を要とめざるのみなるをと。

と切々と訴えるのである。嘉祐六年の八月か九月に上京して以降、契嵩の熱意が漸やくかない、この書簡の書かれた頃は入藏願いが天子と政府によつて受け付けられてから六十餘日とあるから、翌、嘉祐七年二月上旬のことである。契嵩がこよなく愛する靈隱山や南屏山のこころ和ごませてくれる杭州を去つて半年ほどが経過し、逆に人爲に満ちたみやこ開封での都会暮らしは契嵩の心身を疲弊せしめたことがよく窺がえるのである。もう一つこの書簡では、『輔教編』にはひとことも言及せず、『伝法正宗記』の入藏の可否を案する契嵩のおもいが、実によく出ている。これは第一、第二書簡との大きな相異点である。恐らく契嵩は論敵の天台僧徒らの妨害を顧慮し、政府筋で入藏の確定を得るまでは、『輔教編』の入藏運動にすぎぬと、世間および天台側には見せかけようとする配慮のあつたことをも、十分推測せしめられる。

かくて嘉祐七年三月十七日には、『伝法正宗記』九巻、『伝法正宗定祖図』一巻、『伝法正宗論』二巻と共に『輔教編』

の入藏が裁可されるに至つたのである。⁽⁹⁾ ここに契嵩の天台僧徒との泥まみれともいってよい諍論に一応の終止符が打たれることとなつたのである。即ち、呉興子昉の著『止訛』は、

嘉祐・治平の間、都官の沈起・施邈その前後に序し、實に今家不刊の典となす。⁽¹⁰⁾

あることも、嘉祐・治平の時点で両者の争論の決着が一応ついたことを物語るものである。

第四書簡の「又上韓相公書」は、入藏の仲介の労を執り、契嵩の念願を果たすことができたことへの深甚の謝辞である。

さてこうして契嵩は年来の宿願を達成したわけであるが、この運動を通して複雑なおもいがその胸中に交錯していることを見逃がせない。すなわち一連の士大夫らへの『輔教編』の宣布活動の効があるのかどうかという疑問、さらにはいま一つは何といつても、天台僧徒との泥沼化した法燈論争については、入藏達成という結果を得たにもかかわらず、契嵩は決してそこに勝利感のかけらすらも見出してはいなかつたようである。その感懐の一端を吐露したものに、「送潯陽姚駕部」⁽¹¹⁾ 『文集』卷十二にある。

駕部姚公まさに潯陽また海州にゆかんとす。道、薰よを過ぎる。潛子その從者より吾が伯氏の李主薄に信を致さんと欲す。姚公はその賢を以つて自ずから高かしとせず。乃わち更に書を遣らること裏紙なり。盛かんに、潛子のよく六經の筆を用いて書を著わし、その法を發揮して、以つて二教の学者をたやすくするを稱たたかえらる。古の大禪鉅師と雖ども、未だ潛子の全たきにしくものあらずと謂えり。その廣く且つ博なるや、これ姚公は人を汲引して善を爲さしめ、その至をして至たらしめんと欲するのみ。潛子謂う無し、豈に果たしてかくのごとくなるやを。然かりと雖ども、潛子はじめて原教書を著わすに、その心、誠に彼の執文習理の者の爲めなり。

者、執文は儒者、習理は釋
習は俗語を以つて

す。その法を諭とすを以つて、二者はみな道を蔽おいて、自ずから発明せざれば、たまたまこれを救わんと欲するのみ。その書既に出て、四方にやや傳わるといえども、文者は徒らに吾が文をもてあそび、不文者は吾が道を辨ぜず。また潜子趣むく所の至を見ず。潜子孤なれば、徒とともに講求するものあるなく、尚お皇皇としてその道の未だ人に詳らかならざるを憂れうるなり。潜子の道は、生靈の大本、天下善を爲すの至なり。苟しくもその本明らかならず、その至、未まだ審らかならざれば、天下の人その歸する所を欲さばいづくにゆかん。行道の士、いづくんぞ忍んで惻然たらざんや。故に潜子かつて流俗の嗤笑を避けず。乃わちその書を以つて、天子宰相賢士大夫に通ぜんことを求むるは、蓋しこれがためなり。然れども縉紳先生の徒、潜子のかくのごときの心を知る者は幾人か。姚公乃わち謂えらく、乃わち我が得る所の法かくのごとくなるを、なす所の志またかくのごとく、又古えの高僧鉅師を引いて、あいともにこれに較らぶることまたかくのごときなるをと。これ豈にこれが己れを知れることならざるか。相知の深か。

この『叙』にも年時がないので、いつ書かれたのかさだかでない。ただし、「故潜子嘗不避流俗嗤笑、乃以其書、而求通於天子宰相賢士大夫者、蓋爲斯也」とあることから、嘉祐七年三月以降のものであることが知られる。この文は郵政官の姚氏という人が潯州（広西省）へ赴任することとなつたが、その地は契嵩の故郷の蘆（広西省潯州府平南県）を通り、伯父の李主薄に手紙を託そうとしたことからはじまる。

そこで、姚鶴部がわざわざ手紙を寄越して、その中で『輔教編』のめざしたところをふかく読みとつて称えてくれた。ここで契嵩は心からそのことばを喜こんでいる。しかるに契嵩としては、かつて働きかけた縉紳先生らの何人がこの程度に理解してくれただろうかといぶかるのである。更に、「潜子孤、無有徒與講求、尚皇皇憂其道之未詳於人

也」という言辞は、禪の法燈問題にまつわる感懷であろう。さきにみた韓琦への第三書簡では、この運動に対し、一山をあげて道属耆舊の絶大な支持があると大見得を切っているのだが、契嵩の心中の深かみでは、ここにみるごとくその真意の理解者の稀有なことを憂れえ、むしろ深い孤独感をじっとかみしめていることが汲みとれるのである。

契嵩は主著の入藏を契機として、肩の荷をおろした如く、晩年期に入つていったようである。「行業記」の記載も、佛日山淨慧寺の住持に招請されたこと位しか記していない。ただし、「行業記」は契嵩の弟子として慈俞、洞清、洞光のいたことを記している。ほかの資料として嗣法の弟子として興陽山遜なるものを挙げるむきもあるが、いずれも禪家の史書にのぼるほどの存在となつていない。契嵩と同世代の禪門の大僧らが、弟子の員数を誇るやにみえる感の深いなかで、契嵩のこのありようは一体どういうことなのだろうか。考えてみると、契嵩は晩年の仏日山淨慧寺ではじめて住持の地位についたらしい。それまでは全く寺門の經營ということから自由な場所に身を占めていたと思われる。そしてそれは契嵩みずからが選択した生き方であつたと理解すべきようである。

「欽」を光緒本と『都官集』では、「飲」につくるが、大正藏經本をとる。

〔1〕「謝大尉啓」（『文集』卷九）参照。

〔2〕

「行業記」は「皇祐間 去居越之南衡山、未幾龍歸」として、いることから、南岳衡山でないことは明らかである。従つて

『禪林僧寶傳』にこの部分を、「未幾復游衡嶽、龍歸」とするのは、「行業記」を誤読したものであろう。

〔3〕「受佛日山請先狀上蔡君謨侍郎」（『文集』卷十）にくわしい。

〔4〕「釋門正統」卷七によれば、「止訛」は嘉祐、治平年間に台家不刊の書とされたとある。

〔5〕〔6〕『大正藏經』卷五十一、七二六頁上段。

〔7〕嘉祐四年孟秋の紀年に入った「漳州崇福禪院千佛閣記」（『文集』卷十二）に、「某初不敢爲、徐思崔公名大夫也、嘗爲我以輔

教編、布之京闕、於我有高義、今益以他勝事囑我、是豈宜違之耶」といつている。

(8) なお「萬言書上仁宗皇帝」(『文集』卷八)と「再書上仁宗皇帝」(『文集』卷九)についてであるが、後者はその内容からしても、嘉祐六年の十一月に差し出されたものであることははつきるするが、前者については、その内容はいわば『輔教編』を要約したものであるから、後者より多少前の時期にかかれたと考えるのが妥當であろう。

(9) 「中書劄子許收入大藏」(『大正藏經』卷五十一、七一五頁下段) 参照。

(10) 「今」字は「台」のあやまりらしい。

(11) 『釋門正統』卷七、子昉。

六 望郷と南人であること

十九歳で故郷を去って、衡廬での游方を経て、遠く錢塘に住む契嵩の異郷での暮らしへ、ときとしてすでに墳土に眠る父母のこと、そして故郷の山川に憶いをはせたようである。それがもつとも赤裸に頗われているのが、先に紹介した「孝論」の叙である。そこで契嵩は、

自去故郷、凡二十七載、未始不欲南還墳隣、修法爲父母之冥贊、猶不果然、辛卯其年、自以弘法嬰難、而明年鄉邑亦嬰於大盜、吾父母之墳廬、得不爲其剽暴、望之漣然泣下、又明年、會事、益有所感、遂著孝論一十二章、示其心也。

という。故郷を離れて二十九年目の皇祐五年撰述になるこの「孝論」は、契嵩にとって、今はなき父母へ手向けた鎮魂の書という意味があるという。ところで契嵩はみずからを「南人」としばしば云っている。契嵩の人間性を考察する上で、この南人意識を加味しなくてはならぬよう思う。すなわち契嵩がみずからを「南人」と稱するときの気

持は何だったろうか。それは、「僻み心」からなのか、「誇らしげ」にだったのか。契嵩の望郷の念と併わせてこのことを少し考えておきたい。

その手挂りは、周應、あざなは感之という人との交友によく表わされている。『文集』には周感之宛の文が四つある。その一つに「送周感之秘書南還叙」(『文集』十二)がある。

杭は交廣を去り、陸の江南に出でること、驛堠五六千里。轉えつて大海に飄風をうれば舟は日に千里を行くも、否しければ則わち他島に留められ、ややもすれば年月を彌る。故に南人の吳に來るには、常にこれを以つて難となす。今錢塘に客となりて、二春を見る。南の來者を視ることほとんど希れない。庚辰の三月、客ありて周尉を以つて余に告げて曰わく。尉は臨封の人なり、なんじこれにあわざるかと。余、一旦その門に詣たるも、たまたまそれ出でていたれば歸る。悒悒として頗る自得せず。数日を越して、尉は果して騎從し、余の所居を求めて來る。室に入れてともに鄉曲の事を語る。歷々と耳目を燭まさしめ、平生を発こすこと故舊のごとし。言、壇壝として休むあたわず。襟抱、軒割す。その人となり大體あるを見る。暮に及んで引去す。余すなわちこれを異とし、識者に謂つて曰わく、「尉は文詞を以つて奮るう。誓つていう、『進士に由つて官を得るに非らざればなさず。嘗つて四たび舉し、有司に屈すれどもその心を変えず』」と。これを得るに及び、未だかつて官する所の家より遠きを以つて君命を譲らず。京師より故郷にゆき、その親を迎えて錢塘に來らんとす。道まさに萬里なり。禄を以つて薄すとせず。未だ甚だ力とむることあるも勞となざず。官に處りては廉を過ぎ、水と雖ども必ず買わんと欲す。夫れ士は無節を患れうるなり。患れえざれば立たず。苟しくも朝に事に臨んで、夕べにその守る所を失まらば、署藏施畊、苟しくも暇まあらざるべし。當に利する所あれば則わち争そい、利あらざれば辭すべし。

郷邑を去ること未だ百里ならざるに、則わち終日慊然として兒女の態をなさんや、又、何んぞ盛名の能く迹ることを望まんや。赫赫然として、天下後世を照らすは尉のごとき者なり。その節行を持つこと、始終一如、また眞の慷慨大丈夫たらざらんや。吾れ古老の傳言を聞く、「南方は全陽なれば、その氣、正を得る者あり、必ず剛健中正にして聰明なり。余、尉におなじく、皆な南人なり。獨りただ怯暗鈍のみにして、一善もって自発しその性を薬やすことなし。又、竊然高謝すること能たわざ、物とともに一世に曉囁せり。尉を見るにその所生を愧じざること能たわんや。因つて以つて故郷の情を發す。豈に莊周の所謂、人を去ること滋よ遠ければ、人を思うこと滋よ深からんか。」

さて「今客錢唐、已見二春」といつていることからみると、この文が書かれたのは、慶曆の三、四年頃のことと思われる。周応⁽²⁾とはじめて知り合つたのは、契嵩がまだ潯陽廬山に居た康定元年（一〇四〇）三月のことだという。文中では周応を周尉と呼んでいるが、県尉とか廷尉というような官についていたことからこう呼んでいるのであろう。文面からすれば、周感之が京師の開封から錢塘に任地替えになるに際し、長い間、任務のためにかえりみることのなかつた父親を、これを機会に自分の側に引きとり孝養すべく、はるばると南の故郷・臨封（広東・封川県）へ出発するのを送つた内容である。さてここで契嵩は錢塘に来てから二年間であるが、南方の人に会つたためしがないという。その理由は故郷があまりにも遠隔の地であることをのべ、陸路をとっても、海路を行つても交通の便宜悪しきが故だといふ。それだけに周感之のように数すくない契嵩と同じ南人との知己を、契嵩は心底から大切にしたのである。そして二人の交わりは周感之が故郷から父を連れて錢塘に赴任してからも永く保もたれた。そのことは、「與周感之員外」（『文集』卷十）と「送周感之入京詩叙」（『文集』卷十二）の二文によくうかがえる。どちらも撰述年時は不明であるが、周

感之の父親が死んだ後のことであることが、その内容からわかる。

前者では、周感之が亡き父の墳墓を陰陽家の説に乗せられて、錢塘の地に定めようとする事を、亡父の遺志に背むくものだと諫めているのがその主題となっている。その中で、

始め感之は吾に説く、その先父の漸の時、骸骨を以つて故里に歸えり、賢妣と並葬せよと教しうと。初めの時、感之、拳拳然として、造次にも遺訓に違がわんことを懼そる。感之の父の道を奉ずること、終身と雖えども改めざると謂うなり。然れば賢考の意、豈にその身、封に長ずるを以つてせざらんや。又、感之を生みし輩も南人たる。質直愛すべし。それ封を故地となすも、またその志のみ。

といつてゐる。即ち父の遺志通り遺骨を故郷の臨封へ持ちかえり、先に逝つた亡母と並葬するのが孝子の道であると諄々と説いてゐる。全く兄が弟に対するが如き感がある。そして文中には続けて、當時、陰陽家が、禍福の説を立て、それを墳墓と結びつけて、世俗を鼓動せしめ、世俗も富貴に汲々として、修徳を顧りみず、紛々然としてその説に従う風潮のあることを批判し、周感之のような士大夫はそれに迷惑されることがあつてはならぬともいつてゐるのである。

後者の「詩叙」は父の服喪三年が明けたのち、再び周感之が開封へ栄転することとなつたのをおくる送別の辞である。その詩に、

君と游べば、我が心、日々休まり、
君と別れでは、我が心、日々憂れう、

とうたい、かなりの年月にわたる錢唐での交友を終えることとなつた。そこで別離をなげくと共に、京師での周感之

の活躍を願い激励しているのである。

最後に契嵩が南方の故郷の自然や風俗におもいをはせた「送潯陽姚駕部叙」（『文集』卷十一）の文から一部を紹介しておきたい。

姚公は始め大臣を以つて布衣徒步より薦められ、常科によらずして、直に擢されて官に入る。その文章才業は卓卓として人に過ぐること知るべし。今來、潯に出づ。潰もとより南方なり。潛子は南人なれば、その山川風俗を習知すること頗ぶる詳わし。姑らく公のためにこれを言わん。嶺外は邕管の東、潮陽の西、桂林の南、合浦の北より、環わり數千里、國家政教の被よぶ所なり。即ちその霜露雪霰は霑洽すでに繁なり。瘴癘の氣は消伏して發せず。秀民瑞物は日々出で、その風土日々美るわし。香木桂林、寶花瑤葉寶花瑤葉は、南人の舊稱、名を殊にし品を異にする。聯芳接茂して、四時絶えず。梧のごとき、藤のごとき、容のごとき、潰のごとき、およそこの数郡は、みな江を帶び山を戴だく。山もつとも佳く、江もつとも清し。神仙洞府あり、佛氏樓觀あり。村郭あい望みて、人煙縹緲たり。朝暾夕陽、當に天地澄霽なるべし。すなわちその氣象清淑なること、張の畫図のごとく然る。その俗は質、その人は淳なり。諍訟寡なくして浸かく嚮方を知る。吾は姚公のこの民を治むるや、すなわちその仁義の化、行い易すぐ、この景に臨むや、すなわちその清明の志、益々得ることを知る。

以上によつて、契嵩の望郷の念の深さを知ることができるのである。そしてこの節で見た諸文の中で、みずからを「南人」という風に云うが、それは望郷の念を根底として発されたものであることもわかつた。しかしながら契嵩の発する「南人」ということばの上に、游方以降の潰陽、錢塘あるいは開封での歩ゆみを跡づけた後にながめなおすとき、そのことばのひびきは、たゞ少数者として歩ゆみ続けた契嵩の胸裡を象徴する「孤独」を感じさせてならないのであ

る。

(2) (1)

『莊子』徐無鬼には、「遠」字を「久」に作る。

「周感之更字敘」(『文集』卷十二)より、諱を応といい感之がそのあざなであることを知る。

おわりに

この作業によつて、たとえば次のことが明確となつた。わたくしはさきに、「孤山智圓と明教契嵩」(『大谷学報』第五十五卷第三号)という論文を発表した。そこで紹介した契嵩の「萬言書上仁宗皇帝」(『文集』卷八)が書かれた時期を慶曆年間頃と思い決めていた。しかるに今回の調査考察によつて、それが誤りであり、ほぼ嘉祐六年まで降ろさねばならぬことが判明した。そもそもわたくしが「行業記」の記載を鵜呑みしたところから起因していることもわかつた。おもうに韓愈(七六八~八二四)は、

夫れ史を爲る者は、人禍あらざれば、則わち天刑あり、豈に畏懼せらずして輕るがるしくこれを爲るべけんや(「答劉秀才論史書」)

といつてゐる。蓋しかみしめておかねばならぬ言だと痛感するものである。

(昭和50年度 文部省科学研究費による研究成果の一部である)